



平成 29 年 7 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社 北 國 銀 行
代 表 者 名 取締役頭取 安宅 建樹
(コード番号 8363 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役総合企画部長
鳥越 伸博
(TEL 076-263-1111)

株式報酬制度の詳細決定に関するお知らせ

株式会社北國銀行（頭取 安宅 建樹）は、平成 29 年 5 月 10 日開催の取締役会において、当行の監査等委員でない取締役（社外取締役を除きます。以下同様とします。）及び執行役員（以下「取締役等」といいます。）を対象とする株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度の導入については、平成 29 年 6 月 23 日開催の第 109 期定時株主総会において承認されていますが、本日開催の取締役会において、本制度の詳細について決定しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

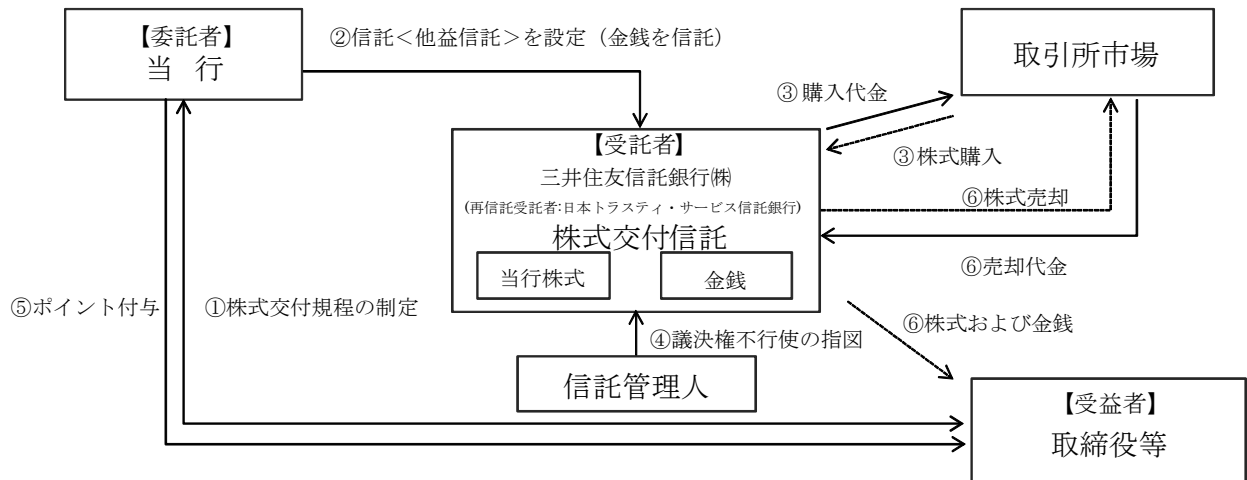
1. 当行にて導入する「役員向け株式交付信託」について

(1) 名称	役員向け株式交付信託
(2) 委託者	当行
(3) 受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
(4) 受益者	当行の監査等委員でない取締役及び執行役員
(5) 信託管理人	当行と利害関係のない第三者を選定する予定
(6) 信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
(7) 信託契約日	平成 29 年 8 月 4 日（予定）
(8) 金銭を信託する日	平成 29 年 8 月 4 日（予定）
(9) 信託終了日	平成 34 年 9 月 30 日（予定）

2. 信託における当行株式の取得内容

(1) 取得する株式の種類	普通株式
(2) 株式の取得資金として信託する金額	925, 150, 000 円
(3) 取得する株式の総数	1, 850, 300 株
(4) 株式の取得方法	取引所市場から取得
(5) 株式の取得時期	平成 29 年 8 月 4 日～平成 29 年 9 月 29 日（予定）

<本制度の仕組みの概要>



- ① 当行は取締役等を対象とする株式交付規程を制定します。
- ② 当行は取締役等を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します（かかる信託を、以下、「本信託」といいます。）。その際、当行は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭（但し、株主総会の承認を受けた金額の範囲内の金額とします。）を信託します。
- ③ 受託者は今後交付が見込まれる相当数の当行株式を一括して取得します（取引所市場から取得する方法によります。）。
- ④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当行及び当行役員から独立している者としします。）を定めます。
本信託内の当行株式については、信託管理人が受託者に対して議決権不行使の指図を行い、受託者は、当該指図に従い、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。
- ⑤ 株式交付規程に基づき、当行は取締役等に対しポイントを付与していきます。
- ⑥ 株式交付規程及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役等は、本信託の受益者として、累積ポイント相当の当行株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の場合に該当する場合には、交付すべき当行株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付することがあります。
- ⑦ 本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当行株式については、全て当行が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しております。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めることにより、当行及び当行役員と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託（再信託）します。

以上

《本件に関するお問合せ先》
総合企画部企画課 徳野、福田
(TEL076-223-9703)